

ワンストップ特例申請書の記入と添付書類について

ワンストップ特例の申請をされる場合、
**申請書に個人番号(マイナンバー)を記入し、
 本人確認の添付書類とともに返送して下さい**
 (下記1~2を参考にご準備をお願いします。)

個人番号(マイナンバー)の記入ミスや、
 本人確認資料が添付されていない場合はワン
 ストップ特例制度をご利用いただけない場合がございますので、
 ご注意ください。

平成 年 寄附分 市町村民 寄附金税額控除に係る申告特例申請書
 道府県民税

平成 年 月 日 期	整理番号	
住所	フリガナ	印
	氏名	
	個人番号	
電話番号	性別	男 女
	生年月日	年・月・日

「個人番号」欄には、あなたの個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第9項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

こちらに個人番号(マイナンバー)を誤りなく、ご記入下さい。

1 「個人番号カード(マイナンバーカード)」を持っている方(①のみ)

① 個人番号カードの両面のコピー

個人番号(マイナンバー)カード



2 「個人番号カード(マイナンバーカード)」を持っていない方(①+②)

① 通知カードのコピーもしくは住民票(個人番号付)のコピー
 (裏面に記載事項がある場合は裏面のコピーも必要です)

個人番号(マイナンバー)

通知カード



住民票(個人番号付)



② 下記いずれかの身分証のコピー

- ・運転免許証・旅券(パスポート)・身体障害者手帳・療育手帳
- ・精神障害者保険福祉手帳・療育手帳・在留カード・特別永住者証明書

※写真が表示され、氏名生年月日または住所が確認できるようにコピーする。

身分証



上記の本人確認書類をお持ちで無い場合、次の書類**いずれか2つをコピーして**貼り付けて下さい

- ・健康保険証・年金手帳、児童扶養手当証書、税金、公共料金の領収書、納税証明書



10日(必着)までにご返送下さい。送付の際には下記を切り取り、宛名としてご利用下さい。また確定申告をする方や、6団体以上にワンストップ特例を申請する方などは、特例の適用外となりますが、寄附受領証明書を使って申告すれば、寄附金控除が受けられます。(ワンストップ特例を申請していて確定申告をする場合は、確定申告が優先され、ワンストップ特例が無効となります)

(送付先) →

〒409-3867
 山梨県中巨摩郡昭和町清水新居1349-6 サンマリーナ3階
 富士吉田市 ふるさと納税サポート室
 「寄附金税額控除に係る申告特例申請書在中」

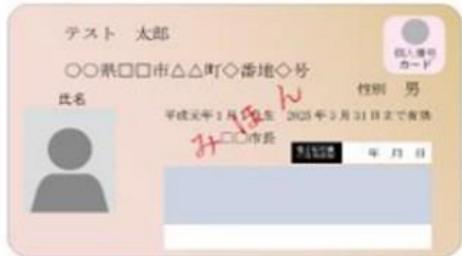
(別紙1)添付書類→必ずワンストップ特例申請書とともに提出して下さい(必須)

1

「個人番号カード(マイナンバーカード)」を持っている方
→個人番号カード(マイナンバーカード)の両面コピーを添付して下さい

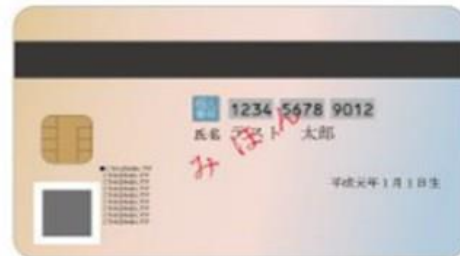
のりしろ

①マイナンバー個人カード(表面)のコピー



のりしろ

①マイナンバー個人カード(裏面)のコピー

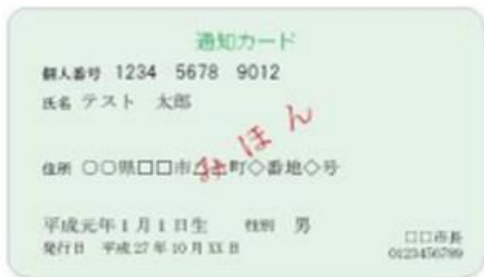


2

「個人番号カード(マイナンバーカード)」を持っていない方
→①通知カードの両面コピー(通知カードを持っていない方はマイナンバー付住民票のコピー)と②身分証明書を添付して下さい

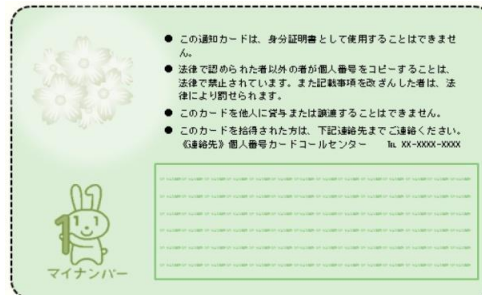
のりしろ

①通知カード(表面)のコピー



のりしろ

①通知カード(裏面)のコピー



※通知カードを持っていない場合は、個人番号が記載された住民票のコピーを貼り付けて下さい。

のりしろ

②身分証明書等のコピー(裏面に記載がある場合は裏面もコピーして下さい)



・運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書 等

上記の本人確認をお持ちで無い場合、次のいずれか2つをコピーして貼り付けて下さい

・健康保険証・年金手帳、児童扶養手当証書、税金、公共料金の領収書、納税証明書

令和 年 月 日 殿	整理番号
住所	フリガナ
	氏名 印
	個人番号
電話番号	性別 男 女
	生年月日 明・大・昭 平・令

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方税法第37条の2（第314条の7）第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）について、同法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

- (注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。
- (注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合にあつては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和 年 月 日	円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	<input type="checkbox"/>
--------------------------------------	--------------------------

(注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

- (1) 特例控除対象寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者
- (2) 特例控除対象寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	<input type="checkbox"/>
-------------------------------------	--------------------------

(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

（切り取らないでください。）

住所	受付日付印
氏名 殿	

受付団体名	
-------	--